

(参考資料) 地下水の水質汚濁に係る環境基準 (平成 9年3月13日環境庁告示第10号)  
(最終改正 平成23年10月27日環境庁告示第95号)

項目名	環境基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L以下	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg/L以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05mg/L以下	規格65.2に定める方法
ひ素	0.01mg/L以下	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	昭和46年12月28日環境庁告示第59号(以下この表において「告示」という。)付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	告示付表2に掲げる方法
PCB	検出されないこと	告示付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下	平成9年3月13日環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	シス体にあつては日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては、日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	告示付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/L以下	規格34.1に定める方法又は告示付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/L以下	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は告示付表7に掲げる方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	告示付表7に掲げる方法
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</li> <li>2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</li> <li>3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</li> <li>4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。</li> </ol>		

### 3 要監視項目及び指針値

(平成5年3月8日 環境庁水質保全局長通知)  
 (最終改正 平成21年11月30日 環境省環境省水・大気環境局長通知)

項 目	指 針 値	測定方法
クロロホルム	0.06 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,2-クロロプロパン	0.06 mg/L以下	同上
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L以下	同上
イソキサチオン	0.008 mg/L以下	平成5年4月28日付け環水規第121号付表(以下、「付表」)1の第1又は第2に掲げる方法
ダイアジノン	0.005 mg/L以下	付表1の第1又は第2に掲げる方法
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L以下	同上
イソプロチオラン	0.04 mg/L以下	同上
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/L以下	付表2に掲げる方法
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L以下	付表1の第1又は第2に掲げる方法
プロピザミド	0.008 mg/L以下	同上
EPN	0.006 mg/L以下	同上
ジクロロボス (DDVP)	0.008 mg/L以下	同上
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L以下	同上
イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L以下	同上
クロルニトロフェン (CNP)	—	同上
トルエン	0.6 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
キシレン	0.4 mg/L以下	同上
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L以下	付表3の第1又は第2に掲げる方法
ニッケル	—	規格59.3に定める方法又は付表4若しくは付表5に掲げる方法
モリブデン	0.07 mg/L以下	規格68.2に定める方法又は付表4若しくは付表5に掲げる方法
アンチモン	0.02 mg/L以下	平成16年3月31日付け環水企発第040331003号環水管発第040331005号通知(以下、「追加通知」)付表5の第1、第2又は第3に掲げる方法
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L以下	追加通知付表2に掲げる方法
全マンガン	0.2 mg/L以下	規格56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法
ウラン	0.002 mg/L以下	追加通知付表4の第1又は第2に掲げる方法